

## 「長野県文化財保存活用大綱(原案)」に対するパブリックコメントの結果について

意見募集期間: 令和5年12月27日(水)～令和6年1月25日(木)

ご意見数: 251件

(内訳) 県民5名: 意見数117件、関係団体2団体: 意見数74件、市町村8団体: 意見数60件

※同趣旨のご意見については、1つにまとめて掲載しています。

※修正・追記等に関する多数のご意見について参考させていただきましたが、大綱に反映していない場合もありますことをご了承ください。

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P.1	1 大綱策定の背景_1行目に、「本県を指す「信州」という呼称」とありますが、「信州」は信濃国の略称という認識です。本文記載の「信州」が親しまれていることについては同意しますが、県歌として「信濃の国」が制定されているにも関わらず「信濃」もしくは「信濃国」を併記していないのは何故か、見解を求めます。	簡略な文章による読みやすさの観点から、県民の皆さんに親しまれている「信州」のみを記述しております。
P.1	1 大綱策定の背景_12行目に、「地域社会総がかり」とは本大綱原案にあつてはどのような行為を指すのか、具体的な見解を求めます。 行為のほか、地域社会の面的な範囲のイメージ、また、「地域社会総がかり」を構成すると想定されている人的な範囲、組織的な範囲等の視点でも、具体的に示してください。	文化財の専門家のみならず、地域社会の多様な関係者が、文化財の保存・活用のための取組に参画することを想定しております。
P.1	【1 大綱策定の背景】について ・「本県」は、「長野県」とした方が良い。 ・「汎列島の」は「広く」とした方が良い。 ・「文化的内容」は、「文化的所産」とした方が良い。 ・本県の「貴重な文化財」は、「多様な文化財」とした方が良い。 ・気候変動、「地震等」による大規模災害の発生と加える。	ご意見を踏まえ一部修正しました。
概要版 P.1	【文化財保存活用大綱の位置付け】について 「市町村・広域連合は、大綱を勘案しつつ、・・・」 ・木曾広域連合の取り組みや、文化財専門職員不配置市町村の今後の取り組みを勘案して広域連合の対応も視野に入れたらどうか。以下、各項の市町村の明示に等を加え、「市町村」の標記を「市町村等」にしてはどうか。 「(原案)本編」も同様に「市町村等」にしてはどうか。	ご意見として承ります。

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P.1	2 大綱の位置付け_14行目に、「国の指針」とありますが、6行目に「本県の総合計画である「しあわせ信州創造プラン 3.0」（令和5年（2023年）3月策定）」と記載されているように、指針名称を明記すべきと思料します。	指針が複数あるため個別名称を記載しておりません。
P.1	【2 大綱の位置づけ】について ・「社会状況」の変化は、「社会情勢」とした方が良い。 ・市町村「等や県民」と共有すると加える。 ・本大綱の見直しは記されているが、目標達成年度あるいはロードマップは明示された方が良い。	ご意見を踏まえ一部修正しました。また、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。
P.2	序-2-1 関連する本県の計画・方針とその内容に、「文化財保護条例」が記載されていませんが、「文化財保護条例」も重要な文化財保存活用の指針と思われ、表への追記を提案します。	序-2-1は、本大綱と関連する本県の計画とその主な内容を示したものです。
P.2	P.2の表 序-2-1 長野県観光戦略、長野県地域防災計画がどう関わるか明示されたい。	「長野県観光振興アクションプラン」は、序-2-1に記載した長野県総合5か年計画の方向性に沿って、年度ごとの具体的な取組を記載したものです。また、第4章に記載した「長野県文化財防災マニュアル」で、「長野県地域防災計画」等に基づいた具体的な行動指針を示しております。
P.2	本大綱案においては文化財保護法が根拠法となることを理解しておりますが、本大綱案を通読しますと、関連法令として「社会教育法」（昭和24年法律第207号）、「博物館法」（昭和26年法律第285号）、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年法律第40号）（通称：歴史まちづくり法）も密接に関わるように思料します。特に「博物館法」、「歴史まちづくり法」を本大綱案でも位置付けるべきと思料しますが、見解を求めます。	序-2-1は、本大綱と関連する本県の計画とその主な内容を示したものです。
P.2	【長野県総合計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」の内容】について ・県立歴史館が表記されているが、県立美術館、県立図書館についても記述する必要がある。プラン3.0では、県立美術館、県立図書館も記述されている。	ご意見を踏まえ修正しました。
P.2	【第2次長野県文化芸術振興計画の内容】について ・「県立歴史館を含む県立文化施設との連携推進等」の県立文化施設とは県立美術館、県立図書館等のことか。具体的に記述した方が良い。	ご意見を踏まえ修正しました。

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P.3	<p>【3 考慮すべき文化財を取り巻く環境】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県の取組、方針を紹介した方が良い。</li> <li>・デジタル化の進展の次項に「文化財レスキューの推進」を加えた方が良い。</li> </ul>	ご意見として承ります。
P.3	<p>3 考慮すべき文化財を取り巻く環境_枠囲み内に、「5G」が記載されていますが、枠外に注記がありません。枠外注記が記載されているSDGs・IoT・AI・Society 5.0に対して、5Gの枠外注記を行わない理由の見解を求めます。</p>	ご意見を踏まえ修正しました。
P.3	<p>3 考慮すべき文化財を取り巻く環境_枠囲み内に、「人々のライフスタイルや価値観の変化」とありますが、本大綱原案を通じて、この認識に関する対応が読み取ることができませんでした。「人々のライフスタイルや価値観の変化」はどの時代でも発生することと思われませんが、本大綱原案策定にあたりどのような配慮をしているものか、掲載ページを具体的に示してください。</p>	第3章「3 活用・継承分野」(P.29～31)において、これらの変化を踏まえた取組の方向性を盛り込んでおります。
P.3	<p>3 考慮すべき文化財を取り巻く環境_枠囲み内に、次の8つの視点を付け加えることを提案します。(記載は順不同です)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①県財政における文化財保護等への予算措置の予算案作成上の硬直化など、文化財保護に資する財源が十分に確保できていない</li> <li>②文化財に係る正規かつ常勤の行政専任職員の減少、不在に伴う文化財行政のノウハウ継承の不全</li> <li>③文化財保存に欠かせない電気・燃料等の高騰による、文化財保存経費の上昇</li> <li>④気候変動に伴う植物、動物の生態系の急激な変化</li> <li>⑤人口減少への言及として、少子高齢化だけではなく、就学・就業に伴う生産年齢人口の県外への流出が大きいこと</li> <li>⑥経済活動ならびに産業構造の変化、産業別就業者の構成比の変化</li> <li>⑦「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第2条に規定される過疎地域が市町村の約半数を占めている(長野県では、総務省資料_過疎地域市町村等一覧(令和4年4月1日現在)で40市町村が指定されている)</li> <li>⑧諸外国からの訪日観光客の増加</li> </ol>	ご意見として承ります。
P.3	<p>3 考慮すべき文化財を取り巻く環境_枠囲み内に、「持続可能な開発目標(SDGs)」が記載され、枠外に「*[SDGs](略)」との注記があります。他の注記と平仄を合わせ、枠囲み内の「持続可能な開発目標(SDGs(*))」と、欠落している「(*)」を追記すべきと思われるかもしれませんが、見解を求めます。</p>	ご意見を踏まえ追記しました。

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 3	【長野県文化財保存活用大綱】について ・県大綱と市町村地域計画の関係は、「整合」ではなく「補完」とした方が良い。すでに計画等が作成されているものがある。	ご意見として承ります。
P. 3	序-2-2 長野県文化財保存活用大綱の位置づけ内に、P. 1に記載されている「県文化財保護条例」も位置付けるべきと思われますが、記載が無い理由を示してください。	序-2-2は、文化財保護法第183条の2の規定による本大綱と、関連する本県の計画との関係を表したものです。
P. 3	序-2-2 長野県文化財保存活用大綱の位置づけ内に記載された「個別の文化財の保存活用計画」について、P. 19では「個々の指定文化財にて定める「保存活用計画」と記載されており、P. 19の「個々の指定文化財にて定める「保存活用計画」」に合わせた記載を提案します。	ご意見を踏まえ修正しました。
P. 4	1 (1)文化財の体系_1行目に、「文化財保護法第2条」とありますが、その2行下の3行目に「法に規定」とあるので、「文化財保護法（以下、「法」と省略）第2条」と「（以下、「法」と省略）」を加筆してください。 ※P. 8昭和25年の欄に「文化財保護法（以下、「法」と省略）」とありますが、このページより後ろのため、このP. 4に「（以下、「法」と省略）」を加筆すべきと思料します。	第1章の1（1）の記載をいずれも「文化財保護法」としました。
P. 4	「～主に遺跡といわれている場所である。」との表記だが、他の文化財の説明はそれぞれ体言止めであるため、「～主に遺跡といわれている場所。」としてはどうか。	ご意見を踏まえ修正しました。
P. 4	文化庁ホームページを参考にしていると思われ、1 (1)文化財の体系【有形文化財】_4行目の「建造物以外のものを総称して、美術工芸品と呼ぶ。」の前に「このうち、」を加筆し、「このうち、建造物以外のものを総称して、美術工芸品と呼ぶ。」と加筆することを提案します。	文化財保護法第2条第1項第1号の条文に基づく記載に修正しました。
P. 4	文化財保護法第2条を参考にしていると思われ、1 (1)文化財の体系【有形文化財】_1行目の「書跡、古文書」の間に「典籍」を加筆し、「書跡、典籍、古文書」と修正することを提案します。	ご意見を踏まえ修正しました。
P. 4	文化財保護法第2条を参考にしていると思われ、1 (1)文化財の体系【有形文化財】_1行目の「その他有形の文化的所産」の中に「の」を加筆し、「その他の有形の文化的所産」と修正することを提案します。	ご意見を踏まえ修正しました。
P. 4	文化財保護法第2条を参考にしていると思われ、1 (1)文化財の体系【民俗文化財】_1行目の「民俗芸能」の後ろに「民俗技術」を加筆し、「民俗芸能、民俗技術」と修正することを提案します。	ご意見を踏まえ修正しました。

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 4	文化財保護法第2条を参考にしていると思われ、1(1)文化財の体系【記念物】_3行目の「鑑賞上価値の高い」の「鑑賞」は「観賞」と修正することを提案します。	ご意見を踏まえ修正しました。
P. 4	文化財保護法第2条を参考にしていると思われ、1(1)文化財の体系【記念物】_3行目の「動物(生息地、繁殖地および渡来地を含む)植物」の植物の前に「、」を追記し、「動物(生息地、繁殖地および渡来地を含む)、植物」と修正することを提案します。	ご意見を踏まえ修正しました。
P. 4	1(1)文化財の体系【有形文化財】_5行目の「なお、有形文化財のうち、長野県文化財保護条例により重要なものとして指定されたものを「長野県宝」と呼ぶ。」との記載がありますが、国・市町村の各種指定等があるなか、「長野県宝」だけを特記している理由について、見解を求めます。 あわせて、P.6(2)文化財の保護制度【指定制度】_8行目に県文化財保護条例に関する記述があり、P.4~P.6における他の文化財類型に記載がなく、見解を求めます。	都道府県指定の有形文化財に「県宝」という名称を付しているのは全国で本県のみであり、かつ特徴的な名称でもあるため、分かりやすいよう説明文を加えました。また、第1章の1(1)は文化財保護法第2条に規定される国の制度に基づく記述としました。
P. 4	【(1)文化財の体系】について ・指定文化財の「6類型」は、6種類とした方がよい ・対象とすることが有効である。を、対象とする。とした方がよい。 ・取り扱う視点も有効である。を、取り扱う。とした方がよい。	ご意見を踏まえ一部修正しました。なお、「類型」については、文化庁による「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」における用語に基づいて記述しております。
P. 4	【有形文化財】について ・「建造物以外のものを総称して、美術工芸品と呼ぶ。」とあるが、文化財保護法では、美術工芸品の用語は用いられていないので、説明を変えた方がよい。または、削除した方がよい。	ご意見を踏まえ削除しました。
P. 4	【民俗文化財】について ・有形と無形の別があることを記述した方がよい。後に「有形民俗文化財」と「無形民俗文化財」という用語が出てくる。	文化財保護法第2条第1項第3号の条文(民俗文化財)に基づいて記述しております。

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P.4	<p>【埋蔵文化財】定義・説明について  「【埋蔵文化財】：土地に埋蔵されている文化財で、主に遺跡といわれている場所である。」  「埋蔵文化財」について、埋蔵文化財を「遺跡」と同義にすると、次ページにある「埋蔵文化財包蔵地」と同じ意味になってしまう。説明を変更した方が良い。</p>	ご意見を踏まえ修正しました。
P.6	文化財の保護制度に係る一覧表について、本文記載の順序と、表内表示順序が異なる理由について、見解を求めます。	ご意見を踏まえ修正しました。
P.6	文化財の保護制度に係る一覧表のうち、「選定一國」欄に「重要文化的景観」がない。	ご意見を踏まえ追記しました。
P.6	<p>【指定制度】について  ・…記念物のうち特に重要なものを史跡、名勝、天然記念物に…の、「特に」を削除。法の記述に合わせる。  ・文末に「さらに、市町村では各条例等により保護並びに活用を図っている。」と市町村の保護制度について記述を加筆した方が良い。併せて、下段の表にも市町村を加えた方が良い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえ修正しました。</li> <li>・市町村の保護制度については、市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」において記述していただくことを想定しております。</li> </ul>
P.7	<p>【記録選択】の用語について  ・「記録選択」という用語より、法に従って「選択」の方が良い。P.13では「国選択」とある。  ・「重要無形文化財及び登録無形文化財以外の無形文化財、重要無形民俗文化財及び登録無形民俗文化財以外の無形民俗文化財…」と、法の記述に合わせて、下線部を挿入した方が良い。</p>	ご意見を踏まえ修正しました。
P.7	<p>【埋蔵文化財】の説明について  ・発掘調査が前提となっているが、それ以前の保護措置等について説明した方が良い。</p>	ご意見を踏まえ追記しました。
P.7	「重要文化財以外の」とあるが、「重要有形文化財以外の」とした方が後続の文章構成と統一される。	1-1-(1)-1文化財の体系図（文化庁作図）と整合させた記述にしております。
P.7	【世界遺産】の見出しについて、同じページの【ユネスコ無形文化遺産】と平仄を合わせ「ユネスコ」を加筆し、「ユネスコ世界遺産」と修正することを提案します。	ご意見を踏まえ修正しました。
P.7	ユネスコ世界の記憶を記載していない理由について、見解を求めます。	ご意見を踏まえ追記しました。

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 7	長野県には、国際かんがい排水委員会（ICID）が選定した「世界かんがい施設遺産」として、滝之湯堰・大河原堰（茅野市）、拾ヶ堰（安曇野市他）、五郎兵衛用水（佐久市）と3つの世界かんがい施設遺産があります。 長野県農政部農地整備課により「しあわせ信州＞長野県魅力発信ブログ」で3つの世界かんがい施設遺産が紹介されており、「世界かんがい施設遺産」もその他の関連制度にふさわしいと思われ、追記を提案します。	この項では、文部科学省・文化庁が関わる制度について記載しております。
P. 7	経済産業省認定制度の近代化産業遺産を記載していない理由について、見解を求めます。	この項では、文部科学省・文化庁が関わる制度について記載しております。
P. 7	長野県自然環境保全条例に基づく「自然環境保全地域」及び「郷土環境保全地域」指定制度を記載していない理由について、見解を求めます。	この項では、文部科学省・文化庁が関わる制度について記載しております。
P. 7	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく、国土交通省・文化庁・農林水産省「歴史的風致維持向上計画」認定制度を記載していない理由について、見解を求めます。	ご意見を踏まえ追記しました。
P. 8	(4)本県の文化財保護行政の沿革について、昭和50年（1975年）に「長野県文化財保護条例と同施行規則の改正を行う。」と書かれているので、昭和35年（1960年）に「長野県文化財保護条例と同施行規則を制定する。」という趣旨の追記を提案します。	ご意見を踏まえ一部追記しました。
P. 8	(4)本県の文化財保護行政の沿革について、本大綱案では長野県立歴史館に期待される役割が大きいと感じられ、平成6年（1994年）に、「長野県立歴史館が開館。」という趣旨の加筆を提案します。	ご意見を踏まえ追記しました。
P. 8	(4)本県の文化財保護行政の沿革について、文化財保護の取り組みで大きな役割を果たした『長野県史』刊行に関して本大綱で言及すべきと思料します。そこで、平成4年（1992年）に、「昭和46年（1971年）に刊行を開始した『長野県史』の刊行完了。」という趣旨の加筆を提案します。	この項では、主な法律・条例・組織の改正を中心に抜粋して記載しております。
P. 8	(4)本県の文化財保護行政の沿革について、今後の本県の文化財保護の取り組みで大きな役割を果たすことが期待される「新たな長野県史」編さんに関して本大綱で言及すべきと思料します。そこで、令和5年（2023年）に、「新「長野県史」編さん検討事業着手。」、「第1回「新たな長野県史編さんに関する有識者懇談会」開催。」という2つの趣旨の加筆を提案します。	この項では、主な法律・条例・組織の改正を中心に抜粋して記載しております。

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 8	(4)本県の文化財保護行政の沿革について、一覧になっていて見やすくよい。ただし、これを踏まえて、今までの県の文化財行政の在り方についての反省と課題を明確にしておくことが必要ではないか。P. 19以下に課題が記されているが、上記のような視点がないため、どこか他人事を感じられる。特に今回、担当部課が県教委から知事部局へ移管するにさいしては、より必要になると考える。	ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。
P. 9	「1-2-(1)-1 本県の行政区分」の記載方法を見直す必要があるのではないか	ご意見を踏まえ、広域圏の名称について「しあわせ信州創造プラン3.0」（長野県総合5か年計画）と整合を図りました。
P. 9	2 (2) 地形」_6行目に「伊那谷（＝盆地）」との表記がありますが、谷が盆地であるかのような誤解を招く恐れが想定されます。そこで、「伊那谷（＝盆地）」について、「伊那谷（伊那平と呼ばれることもある）」と修正することを提案します。	「長野県史 通史編 第1巻 原始・古代」の「序章 信濃の風土と歴史」の記載内容に準拠し、記述しております。
P. 9	1-2-(2)-1本県の代表的な河川と地方の図に関して、P. 9_4～6行目の本文記載に合わせて、「佐久」→「佐久平」、「善光寺」→「善光寺平」、「松本」→「松本平」、「伊那」→「伊那谷」と修正することを提案します。	「長野県史 通史編 第1巻 原始・古代」の「序章 信濃の風土と歴史」の記載内容に準拠し、記述しております。
P. 9	【(2) 地形】について ○○平は通称名であるので、地理用語の○○盆地とした方がよい。	ご意見を踏まえ修正しました。
P. 9	2 (2) 地形_7行目に「フォッサマグナ（大地溝帯）」の表記がありますが、「中央構造線」に言及していない理由について、見解を求めます。	「長野県史 通史編 第1巻 原始・古代」の「序章 信濃の風土と歴史」の記載内容に準拠し、記述しております。
P. 9	中央構造線の記載がない。地質的にも多様な場所であることも大きな特徴かと思えます。	「長野県史 通史編 第1巻 原始・古代」の「序章 信濃の風土と歴史」の記載内容に準拠し、記述しております。
P. 9	【(1) 位置・面積】について ・「北アルプス（飛騨山脈）、中央アルプス（木曾山脈）、南アルプス（赤石山脈）の名で・・・」は、学術的側面も勘案して俗称であるアルプス呼称を（ ）書きとした方がよい。	一般的に分かりやすい内容とする観点から、このように記述しております。



大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 10	<p>【河岸段丘について】 天竜川の段丘には、断層を成因とする段丘と河岸段丘とがあり、一括して河岸段丘と表記するのは誤り。P. 16、9行目にも同様な記載がある。「天竜川流域では、河川や断層により数段の段丘が形成され…」と修正すべき。</p>	ご意見を踏まえ修正しました。
P. 10	1-2-(2)-1本県の代表的な河川と地方の図に関して、P. 9_4～6行目の本文記載をふまえ、図の表示に余裕があれば、「木曾谷」と「飯山平」を加筆することを提案します。	「長野県史 通史編 第1巻 原始・古代」の「序章 信濃の風土と歴史」の記載内容に準拠し、記述しております。
P. 10	<p>【1-2-(2)-1本県の・・・】の図について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方名称は妥当ではない。適正な名称ですべて地域を表記した方が良い。</li> <li>・北信・東信・中信・南信と県民にわかりやすい表記とした方が良い。</li> </ul>	「長野県史 通史編 第1巻 原始・古代」の「序章 信濃の風土と歴史」の記載内容に準拠し、記述しております。
P. 10	地図から木曾谷が欠落しています。	「長野県史 通史編 第1巻 原始・古代」の「序章 信濃の風土と歴史」の記載内容に準拠し、記述しております。
P. 10	気候区の表記について、一般的に活用されている関口武先生の気候区分を参考にすると、「2 (3) 気候」6行目「北陸気候区」は「北陸型気候区」と表記されることが多く、また、2 (3) 気候_11行目「太平洋型 (東海型気候区)」は「東日本型 (東海・関東型)」もしくは「太平洋側気候 (東海・関東型)」と表記されるのではないかと想定されますが、「2 (3) 気候」6行目並びに11行目の表記となった理由について、見解を求めます。	「長野県史 通史編 第1巻 原始・古代」の「序章 信濃の風土と歴史」の記載内容に準拠し、記述しております。
P. 10	「上田市塩田」とあるが、「塩田」は行政的な地名ではないため「上田市の塩田地域」や「上田市の塩田平」の方が馴染むと思うがどうか。	ご意見を踏まえ修正しました。
P. 10	<p>【(3) 気候】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地形から、緯度の南北差が大きく、気候や植生・・・」のように加える方が良い。</li> </ul>	ご意見として承ります。
P. 11	3 (1)有形文化財【建造物】に長野県内で指定されている6件の国宝建造物のうち、5つの国宝建造物は記載されているものの、「大法寺三重塔」(小県郡青木村)のみ記載されていません。国宝「大法寺三重塔」が記載されていない理由について、見解を求めます。	ご意見を踏まえ追記しました。

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 12	3 (1)有形文化財【建造物】_2行目では「洋風建築では」と、そして段落を改めて5行目に「洋風建築には」と、洋風建築のみ重複して記述がされています。洋風建築のみ重複して強調した記載がなされた理由について、見解を求めます。	洋風建築の中には本県の近代化の特色を示す文化財建造物があるため、重複して取り上げました。
P. 12	3 (1)有形文化財【建造物】_6行目から7行目にかけて「近代化遺産」について記述されていますが、大綱案の記載では長野県内に近代化遺産が3つしか無いように読めて、読者の誤解を誘発する恐れがあると思料します。そこで、「近代化遺産には、国重要文化財に指定されているものに、(中略)、「坂戸橋」(中川村)がある。」と表現を工夫することを提案します。	ご意見を踏まえ一部修正しました。
P. 12	3 (1)有形文化財【建造物】に関して、本県の建造物の大きな特徴に近代教育建築が多数現存していることが挙げられると思料します。 「教育県長野」のイメージを観光ストーリーとすることも可能であることから、近代教育建築の括りとして、既に記載されている国宝「旧開智学校校舎」(松本市)に加えて、国重要文化財の旧制松本高等学校校舎・講堂である「旧松本高等学校」(松本市)、「長野県松本深志高等学校管理普通教室棟・講堂」(松本市)、「旧長野県師範学校教師館」(長野市)、「旧格致学校校舎」(埴科郡坂城町)、「信州大学繊維学部講堂(旧上田蚕糸専門学校講堂)」(上田市)、「旧和学校校舎」(東御市)、「旧中込学校校舎」(佐久市)を追記することを提案します。	ご意見として承ります。
P. 12	3 (1)有形文化財【美術工芸品】_1行目から2行目にかけて美術工芸品の分類が記載されていますが、書跡と古文書の間「典籍」が記載されていないように思料します。松本市の国指定重要文化財「宋版漢書」は「典籍」と認識しており、本項目で「典籍」が記載されていない理由について、見解を求めます。	ご意見を踏まえ修正しました。
P. 12	3 (1)有形文化財【美術工芸品】_1行目から2行目にかけて美術工芸品の分類が記載されたあと、考古資料・工芸品・古文書の順で記載されており、分類順序と不一致な理由について、見解を求めます。	ご意見を踏まえ修正しました。
P. 12	3 (1)有形文化財【美術工芸品】_9行目以降の工芸品に係る記載において、他の項目では「文化財名(所在自治体名)」の記載ですが、この工芸品項目は建造物など他の項目と平仄があっていないように思料します。統一を図っていない理由について、見解を求めます。	ご意見を踏まえ修正しました。

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 12	建造物など他の項目では紹介した文化財のあとに「などがある」と、「3 本県の文化財と特徴」の全体にわたって文化財が多数あることを示唆する記述です。しかしながら、「3 (1)有形文化財【美術工芸品】」では記載した文化財のみに限定している記述になっていることについて、見解を求めます。	美術工芸品の指定文化財は幅広いカテゴリーに及ぶため、絵画・彫刻・工芸品・古文書は特に時代の古い文化財を、考古資料に関しては本県の先史時代を象徴する文化財を、それぞれ個別に取り上げる記述としております。
P. 12	P. 9_2 (1) 位置・面積の記述では町村の表記において郡名を適切に表記している一方、P. 12では町村の表記において郡名を表記していません。広い県土の本県では町村の表記においては郡名を表記すべきと思料しますが、郡名不記載の理由について、見解を求めます。 なお、この質問は本大綱全体の郡名不記載箇所に共通の質問のため、重複の質問を避けるため、ここでのみ記載します。	端的に分かりやすい内容とするよう、文章を極力短くしております。そのため、文化財名称の後に所在地として付される郡名は省略し、町村名のみの記述に統一しました。
P. 13	「和合の念仏踊」はユネスコ無形文化遺産「風流踊」の一つであることを加筆すべきではないか。	ご意見として承ります。
P. 13	【地域表記について】 P. 9の行政区分図により「南信地域」を「南信州地域」とすべき。	ご意見を踏まえ修正しました。
P. 14	【(4) 記念物】について ・「6世紀から7世紀の・・・」を「5世紀から7世紀の・・・」に改める。 ・「馬具の副葬や畿内系の横穴式石室・・・」を「馬埋葬事例や馬具の副葬、畿内をはじめ複数地域と関連した横穴式石室の採用がみられる。」に改める。 ・「古代では、地域支配の実態を示した「恒川官衙遺跡」…」を「古代では、信濃国伊那郡衙跡の「恒川官衙遺跡」…」に改める。	ご意見を踏まえ一部修正しました。
P. 14	【高山帯に生息する「カモシカ」】について 学術的には間違っていないのだろうが、カモシカの生息域が「高山帯」という表現には違和感がある。ライチョウと併記しているからだと思うが、人里で農作物を荒らすために個体数調整をしている現状と「高山帯」とは齟齬があるので、説明を工夫した方が良い。	ご意見を踏まえ修正しました。
P. 14	3 (4) 記念物【名勝・天然記念物】_下から3行目から2行目にかけてシダレグリ自生地の記載がありますが、他の指定名称と平仄を合わせるべきと思料します。そこで、「小野(辰野町)と西内(上田市)のシダレグリ自生地がある。」を、「「小野のシダレグリ自生地」(辰野町)と「西内のシダレグリ自生地」(上田市)がある。」と文化財指定名称に準拠することを提案します。	ご意見を踏まえ修正しました。

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 15	【(5) 文化的景観】について 千曲市八幡の棚田・・・を、千曲市八幡に所在する棚田を選定したと改める。	記述を変更しました。
P. 16	「香坂山遺跡群」に「」は不要か。	ご意見として承ります。
P. 16	【(7) 埋蔵文化財について】 ・八ヶ岳西南麓に関する記述後に浅間山南山麓も入れてはどうか。本地域独自の焼町類型土器のほか、土器の成り立ちから見て新潟県及び群馬県内出土の土器とのつながりが示唆できる遺跡が存在するため、重要な地点であると考えます。	ご意見として承ります。
P. 16	3 (9)各地域の特徴を示す文化財_3行目の「松本地域」、4行目「諏訪地域」には、「近代洋風建築」や「近代化遺産」が豊富に残り、映像作品のロケーションをはじめ、観光資源として活用されている認識ですが、本大綱案で特徴として記載されていないことについて、見解を求めます。	ご意見として承ります。
P. 16	3 (9)各地域の特徴を示す文化財_6行目から7行目「本県各地域の文化財を群として捉えた場合、」に関して、「文化財を群として捉える」とはどのような概念であるか、定義が非常に不明確な記載です。定義が不明確な記述を公文書に使用することは不適切と思われませんが、「群」などについて具体的に定義をしていることがあれば、見解を求めます。	国の「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」にある「関連文化財群」に準拠しております。国の指針では、「地域の多種多様な文化財を歴史文化の特性に基づいて一定のまとまりとして捉えたものである。まとまりをもって扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値づけが可能になる」としております。
P. 16	【本県各地域の文化財を群として捉えた場合、自然と歴史文化の特徴や価値を発信できる状況にある】 ・日本遺産ばかりでなく、文化財群としてストーリーを具体的に示すことが、観光等文化財の活用を進める上で有効と考える。 【「信州」の一体感と地域の多様性】 ・地域の多様性を「見える化」できる。	ご意見として承ります。

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 11～ 16	<p>「3 本県の文化財と特徴」の冒頭に、長野県を特徴づける様々な分野の文化財などを記述しながら、種別ごとの紹介、羅列ではなく、各地域の特色を時代背景も含めて具体的な記述で記載したほうが良いのではないのでしょうか。原案にも記載がありますが、例えば宗教的な面でいえば、小菅、善光寺、国分寺、諏訪大社、元善光寺など、宗教的な行事も含めて。城でいえば、松本城、上田城、龍岡城、高遠城、飯田城など。ほかにも、長野県と筑摩県、街道や井筋、年取り魚など、各地を区分し、または特徴づける、その土地の象徴ともいえる物件があると思います。そこにまず触れるほうが良いのではないのでしょうか。製糸関係も大切な要素かと思えます。里道開削・鉄道も製糸と関連があるのではないのでしょうか。その後、個別の文化財について記述するほうが理解しやすいかと思えます。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
P. 11～ 16	<p>【3 本県の文化財と特徴】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11ページ下から9行目「国宝6件、国指定83件…」のように国指定の「重要文化財」「史跡」などが省略されているところがあるが、県民にとっては、入れた方がわかりやすい。</li> <li>・〇〇市と〇〇市提供キャプションの統一をした方がよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえ一部修正しました。</li> <li>・市町村から提供を受けた写真に限り「提供」を付しております。</li> </ul>
P. 16～ 18	<p>【(9) 各地域の特徴を記す文化財】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9ページの地域呼称(行政区分)には、違和感があり、呼称の再考をお願いしたい。北信という用語は行政区分の「長野」を含んで用いることがあり、混乱を生じます。大綱で用いる地域区分の用語の再考をした方がよい。広域連合単位に整理して、大北を北アルプスに修正するというのも一案かと思う。</li> <li>・代表的な文化財を以て、各地域の特徴というまとめ方であると、それ以外はあまり重視しなくても良い、という発想が出てくる。現在指定されている文化財がその地域の特徴を現わしているのかということも常に検証していかなければならない課題かと思えます。タイトルを「各地域の指定文化財」などにした方がよい。</li> </ul>	<p>ご意見を踏まえ修正しました。</p>
P. 16	<p>1-3-(9)-1_北信に、国重要無形民俗文化財「小菅の柱松行事」(飯山市)、国重要文化財「小菅神社奥社本殿」(飯山市)を加筆することを提案します。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
P. 17	<p>1-3-(9)-1_上小に、国宝「大法寺三重塔」(小県郡青木村)が記載されていない理由について、見解を求めます。</p>	<p>ご意見を踏まえ修正しました。</p>

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 17	P9_1-2-(1)-1本県の行政区分で書かれた区分を、P. 16～18では「地域」として表現していると思料しますが、地域として「上小」・「大北」を使用するのであれば、いわゆる「中核都市+郡名」の愛称であるので、例えば安曇野市を「松本」に括るのは違和感を覚えます。「上小」・「大北」を採用するのであれば、「松本」は「松本東筑南安」、「南信州」は「飯伊」または「下伊那」などと記載するべきと思料します。	ご意見を踏まえ修正しました。
P. 17	「川原田遺跡出土土器群（焼町類型土器）」（御代田町）を追加すべきと考える。	ご意見として承ります。
P. 17	1-3-(9)-1_松本の、「松本城天守」（松本市）のあとに、史跡としての「松本城」（松本市）が記載されていますが、本大綱を読む方への配慮として、「松本城（史跡）」（松本市）と、（史跡）を加筆することを提案します。	ご意見に関する箇所は、指定文化財名称を記載するよう統一しております。
P. 17	<p><b>【代表的な文化財】</b> 上伊那の項に、小野（辰野町）のシダレクリ自生地の記述の追加が必要です。 P. 14には 天然記念物では、… 小野（辰野町）と西内（上田市）の シダレクリ自生地がある。との記述があります。西内（上田市）のシダレクリ自生地のHP等には、県を代表するシダレクリ自生地は、小野（辰野町）のシダレクリ自生地であるとの記述も有ります。西内（上田市）の シダレクリ自生地はたった10本の貧弱な木で、塩尻市北小野の相吉のシダレクリ自生地の方が、より多く自生しています。</p>	ご意見を踏まえ追記しました。
P. 17～ 18	<p>小野のシダレグリは上伊那です。蛇石は記載していただけないのでしょうか。木造十一面観音立像。伊那の釣り手土器や、熱田神宮、紙本墨画中観音左右 龍虎図。御子柴石器も、もう少し記載していただけないのでしょうか。すべてではなくても、上伊那もう少し記載していただきたいと思います。</p> <p>前段のくだりを記載して図（手直しは必要だが）を表示することで、活きるのではないか（ベルトの解説も入るでしょうが・・・）。伊那谷は中馬があります。段丘と田切地形が特徴的です。飯田は古墳があります。手前味噌ですが、辰野付近は多様なチョウが生息し、シダレグリなどの里山環境が残ります。伊那電も製糸関連であります。水系も異なるので、木曾と切り離してもいいのかもしれない。</p>	ご意見を踏まえ一部修正しました。

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 18	<p>【1-3-(9)-2本県の国宝・・・】の図について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この図で、県民に何を説明しているのかわからない。またこうした図は、各市町村の了解がされなければならないと思う。</li> <li>・地図上の文化財ベルト、点線の位置付け（関係？）がよくわからない。</li> <li>・ベルトおよび範囲の破線の意味が理解不能、例えば伊那谷と木曾谷では自然・歴史等一括りにできない実態がある。</li> <li>・図に示されている文化財ベルトに近接していても直接関わらない市町村や地域の文化財保護をいかにして活性化させていくかの方針が明示されていると良い。</li> </ul>	<p>ご意見を踏まえ、1-3-(9)-2の記載内容について、文化財名称とその位置、日本遺産の名称とその構成文化財の範囲に修正しました。</p>
P. 18	<p>1-3-(9)-2【範囲図について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木曾地域は江戸時代の中山道に由来する文化財が数多く残る地域であるが、南信州地域の文化財の特徴の一つは、P. 16 (9) 等にも記されたとおり、中近世から伝承されてきた多様な民俗芸能の存在である。両者は性質が大きく異なるため、伊那谷と木曾谷を一括りの範囲とするのは違和感がある。</li> <li>・日本遺産に認定されている文化財群について〇〇ベルトとしていると思われるが、日本遺産が無い地域についても文化財の特徴に合わせたタイトルを附して発信すべきと考える。</li> </ul>	<p>ご意見を踏まえ、1-3-(9)-2の記載内容について、文化財名称とその位置、日本遺産の名称とその構成文化財の範囲に修正しました。</p>
P. 18	<p>1-3-(9)-2は「本県の国宝、（中略）価値を発信できる範囲（点線範囲）」と記載されていますが、国宝「仁科神明宮」（大町市）、国宝「大法寺三重塔」（小県郡青木村）がない。</p>	<p>ご意見を踏まえ追記しました。</p>
P. 18	<p>1-3-(9)-2は「本県の国宝、（中略）価値を発信できる範囲（点線範囲）」と記載されていますが、4か所の範囲を設定したということは、それぞれの特徴や価値を総括した主旨・主題があると思料しまして、4か所それぞれどのように設定されているのか、見解を求めます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、1-3-(9)-2の記載内容について、文化財名称とその位置、日本遺産の名称とその構成文化財の範囲に修正しました。</p>
P. 19	<p>1 (2) ③県補助金の充実と民間資金の導入_1行目で、文化財の保全に必要な修理・補修を行う際の経費負担が大きな課題である旨が記載されていますが、修理・補修だけではなく、防災・防犯・劣化防止など保管していることに自体に費用が掛かることへの課題意識について、見解を求めます。</p>	<p>ご意見に関することは、第2章「◆文化財の種別に応じた主な課題 ①有形文化財【建造物】」において記述しております。</p>
P. 19	<p>1 (2) ②市町村による各種文化財計画書作成の促進_5行目の「文化財保存活用地域計画」について、P. 1では「（以下、「地域計画」という。）」と記載されていますが、P. 19では「文化財保存活用地域計画」と記載されていることについて、見解を求めます。なお、P. 1で同様に省略を規定した「文化財保存活用大綱」については「大綱」と表記されています。</p>	<p>ご意見を踏まえ修正しました。</p>

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 19	<p>【1 各分野の課題】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 悉皆調査を、詳細調査とした方が良い。</li> <li>・ 文化財類型を、文化財とした方が良い。</li> <li>・ 「文化財情報を正確に把握し、その情報の保存・・・」を「文化財情報を正確に把握し、文化財の保護に活かす必要がある。」とした方が良い。</li> </ul>	ご意見として承ります。
P. 19	<p>【2-1-(1)-1写真】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ジオスライサーは、一般的に理解できないと思う。また、この写真で紹介するとしても、何の写真がわかりづらいので、差し替えた方が良い。</li> </ul>	ご意見を踏まえ修正しました。
P. 19	<p>【②大学等研究機関が実施する・・・】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「②大学等研究機関が実施する・・・」を、「②大学等研究機関との連携と最新技術の導入」とした方が良い。</li> <li>・ 説明を下記のように修正した方が良い。 「大学研究機関と連携し、調査・研究への協力体制をつくる。また、進展する学術研究や新たな調査手法を導入することが必要である。」</li> </ul>	ご意見を踏まえ一部修正しました。
P. 19	<p>【③社会情勢や県政上の課題等に関する調査の実施】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ③の見出しは「…の課題等に関する調査の実施」であるが、説明文では「…県政上の課題、進展する学術研究などを考慮した調査・研究を行う…」となっている。そのため「県政上の課題等を調査する」のか、「県政上の課題等を考慮して調査する」のか、わからないので、見出しと説明文の意味を統一させる。</li> <li>・ 「③…や県政上の課題等…」を、「③…や県民ニーズ等…」と改める。県政上の課題は、県民ニーズであるので、県民主体の大綱とした方が良い。</li> </ul>	記述を変更しました。
P. 19	<p>【②市町村による各種文化財計画書作成の促進】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「…文化財保護部局のみならず、所有者、支援団体、関係する自治体部局等と協力し…」とあるが、大綱策定の趣旨として、このなかに「地域住民」を入れた方が良い。</li> </ul>	ご意見を踏まえ修正しました。
P. 20	<p>第2章1(3)③学校教育と社会教育との連携の促進_2行目に「博物館や埋蔵文化財センター等の利用を促進する必要がある。」と記載されていますが、学校教育や社会教育の利用を下支えするためにも博物館や埋蔵文化財センター等の専門職員並びに事務担当職員の人的な拡充を予め図ることも急務であることを、課題として記載することを提案します。</p>	ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。



大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 20	<p>【②文化観光の促進】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストーリー性を重視した文化財群の設定が、文化財の保存と活用につながるのか疑問である。文化財は観光資源となり得ますが、観光資源のために文化財があるのではないと考えます。</li> <li>・「拠点施設の連携、民俗文化財等の文化財情報の発…」を、次の2つの課題に分けて記述したほうが良い。</li> </ul> <p>「拠点施設と連携し、来訪者増加につなげる必要がある。」と「祭りや年中行事など民俗文化財等の発信・・・アピールする。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見として承ります。</li> <li>・記述を変更しました。</li> </ul>
P. 20	<p>【①文化財を活用したまちづくりの推進】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「歴史的建造物や街道、文化的景観など」を、「記念物や文化的景観、歴史的建造物群など」と、法体系の順に並び替えた方が良い。</li> </ul>	<p>1-1-(1)文化財の体系図に示された順番（建造物→史跡→文化的景観）に基づいて記述しております。</p>
P. 20	<p>【③学校教育と社会教育との連携の促進】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表題の「社会教育」の呼称に関し近年「生涯学習」が主流となっているが、何らかの意図があるか。</li> <li>・「文化財を活用するため、児童・生徒による・・・」とあるが、人材育成や地域学習推進の観点で児童・生徒に加え、高校生に対する施策展開が必要で、高校においても地域学習の充実を図ることを盛り込むべきと考える。</li> <li>・さらに、本県には県立大学があるので、県立大学においても積極的に行うべきと考える。</li> </ul>	<p>ご意見を踏まえ一部修正しました。また、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。</p>
P. 20	<p>【④担い手の育成と支え手との関係づくり】について</p> <p>「文化財建造物の修理に用いる茅の確保…」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ここだけ他の項目に比べて具体的な記述となっているので、他項目と抽象度のレベルを合わせ、また茅以外の材料も必要と思われるので、「維持・修理用材料を確保する必要がある」などとした方が良い。</li> </ul>	<p>ご意見を踏まえ修正しました。</p>
P. 20	<p>2 (1) 有形文化財【建造物】_1点目の「地域の人口減少は世帯あたりの費用負担の増大」と記載されていますが、地域所有（または管理）の建造物は費用負担が課題であるが、個人もしくは法人所有の建造物の費用自己負担は課題として認識していないということか、見解を求めます。</p>	<p>個人もしくは法人所有の建造物に関する費用負担は課題として認識しております。なお、建造物に限らない課題であるため、第2章の2「(3) 修理・修復等のための財源」に記述しております。</p>
P. 20	<p>2 (1) 有形文化財【建造物】_3点目の「・専門家で構成される修理検討委員会」とは、どの主体が組成した組織で、どの文化財が対象であるものか、具体的に説明してください。</p>	<p>記述を変更しました。</p>

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 20	<p>【建造物の課題】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下から4～5行目「専門家で構成される修理検討委員会から、適切な指導・助言が必要である。」とあるが、修理検討委員会がいきなり出てきて、どのような組織か不明のため、説明が必要である。</li> <li>・この文章が、修理検討委員会があるのに、適切な指導・助言がもらえていないという意味なら、運営上の問題の可能性もあり、委員会への批判にもなっている。建造物に関する専門的見地からの保存・活用が必要という意味ならば、文章を修正した方が良い。</li> </ul>	ご意見を踏まえ修正しました。
P. 20	2 (1) 有形文化財【建造物】_3点目の「・専門家で構成される修理検討委員会から、適切な指導・助言が必要である。」という課題があるということは、修理検討委員会が組成されないのか、設置された修理検討委員会が機能していないのか、修理検討委員会の意見を文化財所有者が聞き入れないのか、具体的に説明してください。	記述を変更しました。
P. 20	【建造物】について、「防火・防犯対策」とあるが、近年、文化庁は防火のみならず防災対策を重視しており、そこに費用・知識等の課題があるため、「防災・防犯対策」の方が良いのでは。	ご意見を踏まえ追記しました。
P. 20	2 (1) 有形文化財【建造物】_4点目の「・未指定建造物」とは何が未指定であるのか、具体的に説明してください。	第1章の1「(2)文化財の保護制度 【指定制度】」に記述した指定を受けていない建造物を指しております。
P. 20	美術工芸品においても、国・県・市町村の文化財指定を受けていない文化財が多数存在しているという認識です。区有古文書などを対象に、2 (1) 有形文化財【建造物】_4点目「対象物件の調査と価値付け、設計図の作成といった対策を要する。」とあるような所在確認などを課題として記載すべきと思料します。	ご意見として承ります。
P. 20	文化財の工事はハードルが高いと思われやすく、技術者の確保困難も課題と思われる。	ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。
P. 20	<p>【建造物】未指定文化財について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「未指定建造物は、対象物件の調査と価値付け、設計図の作成…」を、「未指定文化財は、保護対象物件の概要や写真などの資料を基に、関係文化財保護部局や文化財保護審議会の指導、助言を受け対応する必要がある。」と修正した方が良い。</li> </ul>	ご意見を踏まえ一部修正しました。

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 20	<p>【美術工芸品】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近世、近代の美術工芸品について神社仏閣以外に（民家、私立美術館等）に所蔵されているものも多く、何を後世に残していくべきかといった視点が欠けていると思われる。</li> <li>・大綱の全体に関わるが、どんな文化財を後世に伝えるべきかを熟考し、そのために何をすべきかということが、大綱の柱であると思う。文化財の活用は現在の世代だけではなく、次世代以降の活用ということも視野に入れることが必要と考える。</li> </ul>	<p>ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。</p>
P. 20	<p>2 文化財の種別分野の課題_見出しについて、P. 4では文化財を「6類型」としており、見出しは「類型」とする方が大綱案全体での平仄が揃うと思料しますが、「種別分野」もしくは「種別」とした理由について、見解を求めます。</p>	<p>文化庁による文化財の「6類型」とは、有形文化財から伝統的建造物群を指すもので、埋蔵文化財と文化財の保存技術は入りません。この項では「6類型」以外の文化財も取り扱うため、「種別」を用いております。</p>
P. 21	<p>2 (3) 民俗文化財【無形民俗文化財】_2行目の課題として、「人口減少と少子高齢化」だけではなく、「就業構造の変化」も大きな要因であると思料しますが、記載されていない理由について、見解を求めます。</p>	<p>ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。</p>
P. 21	<p>【無形民俗文化財】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無形民俗文化財は、とくに新型コロナの影響を受けて、祭り行事が中止になり、その間に担い手が育たなかったり、支援者がいなくなったりした。これだけ社会的に影響のあった新型コロナの文化財への影響を記述した方が良い。少なくとも無形民俗文化財の項目では（ほかでも必要に応じて）、課題として記述して欲しい。</li> </ul>	<p>ご意見を踏まえ追記しました。</p>
P. 21	<p>【2-2-(4)-1写真】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松代城跡の写真の提供先、未記入で良いか。</li> </ul>	<p>市町村から提供を受けた写真に限り「提供」を付しております。</p>
P. 21	<p>【名勝】について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「業務的ウエイトがかかる」を、「負担がかかる」とした方が良い。</li> </ul>	<p>記述を変更しました。</p>
P. 22	<p>植物・動物においては、外来種の影響も大きな社会問題となっており、『長野県版 外来種対策ハンドブック ～みんなで守る信州の自然～』（長野県環境部自然保護課、令和2年3月）も発行されているところですが、外来種対策について課題認識のない理由について、見解を求めます。</p>	<p>ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。</p>

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 22	2 (5) 文化的景観_1点目_2行目に「太陽光パネルなど」と課題が書かれていますが、令和5年10月に制定された「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」は景観維持に大きな影響を持つ条例と思料しますが、「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」を活用するなどの現状認識について記載されていない理由について、見解を求めます。	ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。
P. 22	2 (6) 伝統的建造物群_2点目_3行目に「太陽光パネル等」と課題が書かれていますが、令和5年10月に制定された「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」は景観維持に大きな影響を持つ条例と思料しますが、「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」を活用するなどの現状認識について記載されていない理由について、見解を求めます。	ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。
P. 22	後述される「2 (6) 伝統的建造物群」3点目に「景観法を所管する部局との連携が必要である。」と課題が書かれていますが、「2 (5) 文化的景観」では記載されていない理由について、見解を求めます。	文化的景観は、景観法に基づき作成する景観計画の策定と景観計画区域の決定等が選定を受けることの必須条件であるため、記述しておりません。
P. 22	「2 (6) 伝統的建造物群」3点目に「景観法を所管する部局との連携が必要である。」と課題が書かれていますが、現状で連携が出来ていない理由について、見解を求めます。	記述を変更しました。
P. 22	2 (6) 伝統的建造物群_1行目に「伝統的建物群」と記載されていますが、P. 15では「伝統的な建物群」と記載されていますので、本大綱案では「伝統的な建物群」か「伝統的建造物群」の用語使用を統一すべきと思料しますが、見解を求めます。	ご意見を踏まえ修正しました。
P. 22	【名勝】について、 ・「進めることが課題である。」を、「進めること、土地の公有化の検討が課題である。」と修正した方が良い。	ご意見として承ります。

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 22	<p>【天然記念物】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ワイヤーロープによる」を、削除した方が良い。</li> <li>・「樹木の倒木防止措置」を、「樹木の倒木や落枝防止措置」と修正した方が良い。</li> <li>・「樹勢回復のための土壌改良事業等」を、「樹勢回復のための措置等」に修正した方が良い。</li> </ul>	ご意見として承ります。
P. 22	<p>【（５）文化的景観】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「概念そのものが一般化しておらず…」を、削除した方が良い。</li> <li>・「本県では潜在的に重要・・・」の、「潜在的に」を削除した方が良い。</li> <li>・「文化財類型と異なる。」の、「類型」を削除。</li> </ul>	ご意見を踏まえ一部修正しました。
P. 22	<p>【（６）伝統的建建造物群】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「……伝統的建物群以外は修景に努めることが…」の、下線部の用語が難しいので、わかりやすい表現に改めた方が良い。</li> <li>・「文化財類型であるため」の、「類型」を削除した方が良い。</li> <li>・「保存地区は、国の標準条例に基づいた市町村条例」の、「国の標準条例に基づいた」を削除し、「保存地区の歴史的風致維持のため」を削除し、「保存地区は、市町村条例により現状変更等に制限がかけられている。」と修正した方が良い。</li> <li>・「しかし、保存地区に隣接する」の、「しかし」を「また」に改める。</li> <li>・大綱は県民に向けたものであるので、できるだけわかりやすい語句を用いることが良い。</li> </ul>	記述を変更しました。
P. 23	<p>【（７）埋蔵文化財】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋蔵文化財についてのみ専門職員のこと言及しているが、埋蔵文化財以外の有形文化財や民俗文化財の専門職の確保も課題である。専門職員確保に当たり、県教育委員会が積極的に指導に取り組むことと、小規模町村については、広域連合での対応が必要と考える。</li> </ul>	記述を変更しました。なお、第3章の4「（3）県内の文化財保存・活用推進体制の充実」に支援の方針を記述しております。
P. 23	<p>【（７）埋蔵文化財】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「民間調査組織の試行的導入を行い」を、「民間調査組織の導入を行うとともに」と修正した方が良い。</li> </ul>	記述を変更しました。

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 23	<p>【文化財の種別分野の課題 埋蔵文化財】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「経験の浅い埋蔵文化財専門職員や、専門職員以外がやむを得ず試掘調査・工事立会を実施している」ことが課題とあるが、小さな市町村では、それだけを行う専門職員を採用できることは稀だと思う。そんな状況の中、孤軍奮闘している文化財担当者は多い。誰しも最初は経験が浅いし、行政では専門外の者がその仕事をせざるを得ないことは多い。初心者や専門外でも頑張っている職員を否定するのではなく、支援するような文章にしてほしいと思います。</li> </ul>	<p>記述を変更しました。なお、第3章の4「(3) 県内の文化財保存・活用推進体制の充実」に支援の方針を記述しております。</p>
P. 23	<p>【「指定相当の埋蔵文化財包蔵地」】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定に相当するものを指すのか、国・県史跡に相当する埋蔵文化財包蔵地を指すのか、明示されたい。</li> <li>・県が積極的に指定に向けた取組に関与すべきと考える。</li> </ul>	<p>「指定相当の埋蔵文化財包蔵地」は国指定相当の埋蔵文化財包蔵地として国がリストに登載するものです。ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。</p>
P. 23	<p>2 (7) 埋蔵文化財_3点目_2行目に「保護を実践する必要がある。」と記載されていますが、「保護を実践する必要がある。」であるように思料しますので、修正を検討してください。</p>	<p>記述を変更しました。</p>
P. 23	<p>2-3-1_文化財の種別分野_見出しについて、P.4では文化財を「6類型」としており、見出しは「類型」とする方が大綱案全体での平仄が揃うと思料しますが、「種別分野」もしくは「種別」とした理由について、見解を求めます。</p>	<p>記述を変更しました。</p>
P. 23	<p>【3 文化財の保存・活用に関する基本方針の設定】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大方針として、指定等文化財だけではなく、未指定文化財も含めた幅広い文化財の保存と活用を、地域（地域住民・県民・市民団体・企業・行政など）が一体となって推進するという方針が示されるべきである。</li> </ul>	<p>ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。</p>
P. 23 P. 25	<p>【2-3-1 文化財の保存・活用に関する基本方針】について 調査・研究分野</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この箇所以前から出てきたところではあるが、「大学等研究機関が実施する調査」は、時に文化財保護行政とは矛盾する立場で行われるものがあり、それへの単なる「参加」は行政の主体性が損なわれる恐れがある。「連携」「協力」などの言葉に置き換えた方が良い。</li> <li>・「(2) 大学等研究機関が実施する・・・最新技術の導入」を、「大学等研究機関との連携と最新技術の導入」に、修正した方が良い。</li> <li>・「(3) 社会情勢や県政上の課題に・・・」を「社会情勢や県民ニーズ等に関する調査研究」に、修正した方が良い。</li> </ul>	<p>ご意見を踏まえ一部修正しました。</p>

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 23	<p>【2-3-1 文化財の保存・活用に関する基本方針】について 活用・担い手分野</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「(3) 学校教育及び生涯学習との連携の促進」とあるが、20ページでは社会教育となっており、用語を統一した方が良い</li> </ul>	記述を変更しました。
P. 24	<p>【4 本県の文化財行政が目指す将来】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「文化財行政が目指す将来像」は、「県民が目指す将来像」の方が良い。</li> <li>・「文化財とその価値が…」は、「文化財が…」の方が良い。</li> <li>・「文化財とその価値が・・・「信州」の一体感・・・」とした将来像が、どういう状態になることを目標としているのかわからない。</li> <li>・特に「信州の一体感」とは何か。信州ではなく長野県で良いのでは。</li> <li>・「地域の多様性の魅力」とは何か。「多様な文化財の魅力」ではないか。</li> </ul>	ご意見として承ります。なお、将来像については、地域住民が文化財とその価値を十分に認識することにより、次世代に確実に継承されるとともに、県内各地域における文化財の活用が、長野県全体あるいは地域ごとの魅力向上につながる状態を想定しています。多くの皆様と将来像を共有できるよう、本大綱に基づく取組の具体化において努めてまいります。
P. 24	<p>本県域が大きく4つ、地形的には7盆地と木曾谷の8つに区分できる中で、「信州」の一体感と地域の多様性を、文化財の保存・活用のための広域連携モデルとして示していくことが必要ではないか。</p> <p>【参考：大綱の趣旨抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「域内の文化財の総合的な保存・活用の方針や複数市町村にまたがる広域的な取組、市町村への支援の方針などについて定める。」</li> <li>・「域内に複数市町村にまたがる歴史的・文化的関連性を有する圏域が存在するような場合、当該圏域に特化した取組みの方針を定めることで、関連する市町村が円滑に連携して取組むことが可能となる。」</li> </ul> <p>【参考例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県</li> </ul>	ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。
P. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未実施の文化財類型に関して実施した調査・研究について、成果を適切に文化財指定に繋ぐ取組みに、県が積極的に関与することが必要。</li> <li>・また、これまでに実施した文化財類型についても、国土地理院公開の陰影起伏図によって山地部で新たに前方後円墳が発見された等の例が示すように、進んだ技術を導入した追加調査の実施が必要。</li> </ul>	ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。
P. 25	<p>【1 調査・研究分野 について】</p> <p>記録選択になっている正月行事や盆行事のような長野県全体を対象とする調査に関して、県はどのようなスタンスでいるのかを明らかにしていただきたいと思えます。</p>	第3章の1「(1) 文化財情報の正確な把握と保存」における「未実施の県内の文化財」に、ご意見の民俗文化財が含まれます。

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 25	「1 調査・研究分野」について、市町村との連携も視野に入れた方が良いのではないかと、埋もれたものの発見や新たな価値を見出す点では、連携も必要と考えるが、検討ください。	市町村との連携については、第3章の2「(2)市町村等による各種文化財計画書作成の促進」、4「(2)市町村等との情報共有と連携」に記述しております。
P. 19 P. 23 P. 25	大学等研究機関が実施する調査等への参加・・・について、「参加」という消極的なものではなく、「連携」など、積極的に活用する、あるいは、県が主体となって活用するような方向を検討できないだろうか。	ご意見を踏まえ修正しました。
P. 25	県として取り組む重点的なテーマを示すべきではないか。県として、何が重要と考え、どう取り組むか示すことで、文化財行政が目指す方向性や取組みの内容が見える化され、市町村との一層の連携が図られる。	ご意見に関しては、「文化財の保存・活用の基本方針」の各項目がそれに該当すると考えております。
P. 25	「現状変更を防止する」に関して、「文化財の有する価値を損なう行為を規制する」であり、現状変更自体を防止するわけではないと思う。	記述を変更しました。
P. 25	所有者又は管理団体等が定める「保存活用計画」を市町村が定めるものと誤解される文章になっているので、市町村が所有者又は管理団体とされている場合には、当該市町村による「保存活用計画」策定の促進を図る旨の表現にした方がよい。また、市町村以外の所有者等による策定の促進やその場合の助言等支援することについても触れた方がよいのではないか。	ご意見を踏まえ修正しました。
P. 25	(2)の見出しでは、地域計画に関して「策定」ではなく「作成」と表記。2つ目の○でも「作成」と表記されており、表記を統一すべきではないか。	ご意見を踏まえ修正しました。
P. 25	大綱を踏まえて、市町村が地域計画を作成するわけであるが、そのさい小規模町村に対して複数の町村が共同で作成できるように支援することをうたったことは、よいことである。文化財担当職員を複数抱える市町村では、すでに県の大綱に先行して計画を策定しているのに対して、職員配置が厳しい市町村では、なかなか踏み出すことができない現状がある。そこへ県として積極的にどう支援していくかをより具体的に記す必要がありはしないか。小規模町村から声が出ることを待っていても、声は出しにくいのが現状ではないか。	ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。
P. 25	第3章2(2)_1点目_3行目の「市町村の「文化財保存活用地域計画」」について、P.1では「(以下、「地域計画」という。)」となっております、「地域計画」に修正すべきと提案します。	記述を変更しました。



大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 25	<p>(3) 県補助金の充実と民間資金の導入 この項目に下記の記述の追加が必要と思います。 ○所有者等が行う国・県指定文化財の保存・修理事業への補助時には作成した図面を3D CADデータとして保存し、VR, ARによる活用に備えると同時にそのデータの作成・活用を補助する。</p>	<p>ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。</p>
P. 25	<p>(3) 県補助金の充実と民間資金の導入 ○所有者等が行う国・県指定文化財の保存・修理事業への補助を、緊急性や必要性を適切に判断し、引き続き行う。は、 ○所有者等が行う国・県指定文化財の保存・修理事業への補助を、全ての文化財内の(樹木に関して)危険度を検証(期間:1ヶ月)し、過去の被害事例が再発しない様、早急を実施する。と変更すべきだと思ふ。 (事例としては、天然記念物内の危険木の伐採許可が得られず、後の台風によっての倒木により、本殿が破損、その費用は補助金と多額の地元寄付・負担が発生した事が有り、現在も児童の通学路、近隣家屋への倒木・枝の落下危険の有る樹木が有り、伐採の要請も有るので、至急の補助金対応をお願いしたい)</p>	<p>ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。</p>
P. 25	<p>指定文化財の保存・修理事業に対する補助金について、「文化財保存活用地域計画」を作成済の市町村に対して、嵩上げ補助を検討すべき。 ☞【(2) 市町村による各種文化財計画書作成の促進】に関連して、策定の促進に一定の効果が期待される(インセンティブが働く)</p>	<p>ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。</p>
P. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(第2条第2項(1)～(6))では、現在長野市・松本市に権限移譲が限られているが、文化財保存活用地域計画があることをもって特例を拡大することは可能か。</li> <li>・他に権限移譲する可能性のある事項はないか積極的に検討されたい。</li> </ul>	<p>中核市以外への権限移譲に関しては、市町村における文化財保護体制の状況を注視してまいります。</p>
P. 25	<p>「指定相当の埋蔵文化財包蔵地」について、概ねの基準はあるのでしょうか。また本県には「重要埋蔵文化財包蔵地」もあり、新たな概念が発生するように思われます。整理いただければ幸いです。</p>	<p>「指定相当の埋蔵文化財包蔵地」は、国指定相当の埋蔵文化財包蔵地として国がリストに登載するものです。文化庁の「指定相当の埋蔵文化財包蔵地リストの作成・活用等に関する要項」が基準となります。</p>
P. 25	<p>【(1) 文化財の保存・管理状況の把握と指定の促進】について ・項目の見出しには「指定の促進」とあるが、下の説明文にはないので、追加した方がよい。 ・「指定」だけでなく、国「登録」も保護手法として非常に有効であるので、登録の積極的推進も掲げてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ修正しました。</p>

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 25	<p>【(2)市町村による各種文化財計画書作成の促進】について</p> <p>・「〇小規模町村などにおいて自ら地域計画を作成することが難しい場合、複数の町村が共同で地域計画を作成できるよう、本県と小規模町村広域連合等が連携し、作成を支援する。」のように小規模町村を削除し、広域連合等を加えた方が良い。原案だと小規模町村が小規模町村を支援する、ということになる。</p>	ご意見を踏まえ修正しました。
P. 26	<p>【(2)文化観光の促進】について</p> <p>・「VRやARといった・・・Living History事業を試行する。」とあるが、文化財データやアーカイブについても言及した方が良い。</p>	ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。
P. 26	<p>【(2)文化観光の促進】について</p> <p>文化観光ではこれまでの「観る」に加えて「体験」を重視していく旨の記述をしてはどうでしょうか。一つ目の〇の日本遺産は活動を伴う文化財保護の施策であること、二つ目の〇が歴史文化財に限定された書き方となっていることから、指定等で知られる南信地方をはじめとする伝統行事を体験するという長野県の観光の魅力をアピールしてはいかがでしょうか。</p>	ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。
P. 26	外国人に対する配慮の記述は必要ないか？	ご意見を踏まえ追記しました。
P. 26	<p>本県は、公共交通機関の縮小、アスファルト舗装の劣化、観光資源へのアクセス道路や駐車場の狭隘などの問題を抱えており、また観光客のゴミ処理や写真撮影の公有地・私有地への無断立ち入りも問題となっているとの認識です。文化観光の促進のため、本大綱において文化財活用とともに、観光公害（オーバーツーリズム）等への対応を図る旨を方針として示すべきと思料しますが、見解を求めます。</p>	ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。
P. 26	<p>第3章3(2)_2点目_3行目から4行目の「ユニークベニュー」および「Living History」について、P.3の＜考慮すべき文化財を取り巻く環境＞の欄外注のように、用語の定義を追記するべきと思料しますが、見解を求めます。</p>	各用語の記述の中で説明をしております。
P. 26	<p>第3章3(3)_2点目に「県立歴史館の施設の機能充実について検討」する旨が書かれていますが、施設だけではなく、研究系専門職員・展示公開系専門職員・事務系職員の増員等も検討する旨を追記するべきと思料しますが、見解を求めます。なお、P.27において「文化財の種別分野」に関して人員計画に関して書かれていますが、ここでは県立歴史館の職員拡充に関するこの視点での見解を求めます。</p>	ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 26	<p>【(3)学校教育及び生涯学習との連携の促進】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「県立歴史館が実施する講演会・・・」の後に、「各種事業実施にあたり県域全体のバランスに配慮する」を加えた方が良い。</li> <li>・県立歴史館以外に県立美術館、県立図書館などの県立機関の支援機能を明記した方が良い。</li> </ul>	<p>ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。</p>
P. 26	<p>第3章3(4)_1点目に関して、文化財の担い手のリーダー役・サポート役となる本県正規職員の増員を、時代別・文化財類型別に拡充するべきと思料しますが、見解を求めます。なお、P. 27において「文化財の種別分野」に関して人員計画に関して書かれていますが、ここでは文化財の担い手に関するこの視点での見解を求めます。</p>	<p>ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。</p>
P. 26	<p>第3章3(4)_1点目_1行目の「人々と、文化財が、互いに接触する機会」という記載について、「互いに」ということは、有形・無形に関わらず「モノ・コト」である文化財が能動的に人に接触することが想定できず、表現として不適切ではないかと思料しますが、見解を求めます。</p>	<p>ご意見を踏まえ修正しました。</p>
P. 26	<p>第3章3(4)_3点目に「支え手」とは、何を行う主体であるか、具体的に示してください。</p>	<p>第2章の3「(3)文化財の担い手と支え手」に注釈を加えました。</p>
P. 26	<p>支え手との関係づくりとして、企業・個人を巻き込んだ取組みの推進を盛り込むべき。</p> <p>【取組み事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県南信州地域振興局による、南信州民俗芸能パートナー企業制度</li> </ul>	<p>ご意見を踏まえ追記しました。</p>
P. 26	<p>茅場の管理だけでなく、漆・楮などの原材料も、将来を見越せば対象になるのではないのでしょうか。「茅場『等』」ではいかがでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ修正しました。</p>
P. 26	<p>第3章3(4)_2点目に「茅場の維持管理を担う団体へ支援」という記載に関して、文化財の修理資材には、木材、漆、岩絵具、筆等も含まれると思料され、各種資材生産者への支援が記載されていない理由について、見解を求めます。</p>	<p>ご意見を踏まえ修正しました。</p>

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 26	<p>【（４）文化財の担い手の育成と支え手との関係づくり】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が主体となって行う施策及び支援の方針の章に記載されているので、機会を創出するのは県の事業と読み取れるが、県主体でそのような事業化が可能か。</li> <li>・（２）文化観光に関わる人材育成との関連もあり、文化財ボランティア及び文化財ガイド等の養成・指導を加えた方が良い。</li> <li>・「茅場の維持管理」とあるが、茅場以外もあるので修理資材を担う個人・団体等への支援を行う。とした方が良い。</li> <li>・支え手である公益財団法人等とあるが、どこを指しているのかわからないので、具体的に記述した方が良い。</li> </ul>	ご意見として承ります。
P. 27	第３章４_文化財の種別分野_見出しについて、P. 4では文化財を「６類型」としており、見出しは「類型」とする方が大綱案全体での平仄が揃うと思いますが、「種別分野」もしくは「種別」とした理由について、見解を求めます。	記述を変更しました。
P. 27	<p>文化財の種別分野の課題は、「第２章 ２ 文化財の種別分野の課題」が分野ごとに記載されているのに対し、一括りにしてしまっている。分野ごとの保存活用の方針を示すべき（表示例：神奈川県）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が各分野で各種の取組みを進めていく上での基盤が示されていないため、域内の市町村が相互に矛盾なく、同じ方針の下に取組むことができない。</li> </ul>	第２章「◆文化財の種別に応じた主な課題」に記述した各課題について、各分野の課題との関連付けを行い、第３章の取組・支援の方針と対応する形に構成を変更しました。
P. 27	「県内外に流出する近世史料等の監視と確保に取組む。」の一文を加える。（もはや流出防止は困難な状況にあるため）	ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。
P. 27	<p>【（１）調査等委員会による指導・助言の実践】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「調査等委員会」とは、一般にはわからないので、わかるように記述した方が良い。</li> <li>・「長野県建築士会ヘリテージマネージャー協議会」のほかに、災害復旧に関し、建設業会（土木建築業界）との連携も考えられないでしょうか。</li> </ul>	ご意見を踏まえ一部修正しました。
P. 27	<p>【（３）研修制度の充実と専門職員の計画的採用】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職員の具体的な分野名を明示した方が良い。</li> <li>・「本県で学ぶ大学生、大学院生…進める。」とあるが、発掘調査の技術（に限らず文化財担当者としての基礎）を学び、即戦力となる人材を輩出することができる学科を信州大学や県立大学等に、県として設置を検討すると理解してよいか。</li> </ul>	県として学科等の設置は考えておりません。ご意見は、今後の業務の参考にさせていただきます。

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 25 ～27	<ul style="list-style-type: none"> <li>古文書を中心として、史資料の保存に取り組んでいる者として意見を述べます。</li> <li>県が主体となって市町村への支援を行っていくという方針はその通り実行していただければと思います。現在なお、古文書の散逸が進んでいます。それを食い止めるために情報発信などを県でもお願いします。</li> </ul>	ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。
P. 25 ～27	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の全市町村に文書館ができるといいのですが、無理な場合、県立歴史館のみに頼るのでなく、広域でも対応できる施設があると良いのではないかと思います。そのための支援をお願いします。</li> </ul>	ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。
P. 25 ～27	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手について、地域の古文書講座は盛況なところが多いと思います。しかし高齢化も進んでいます。若者の育成のためにも、大学で歴史を学び意欲のある人材を確保するために、就職できる環境づくりを進めるという提案はとても重要と思います。</li> </ul>	ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。
P. 25 ～27	ここが、県が何を指して文化財行政を行うかという重要な部分になるわけだが、分野ごとに記載しているため、項目的には揃っていても、県がこれを重点にして行うというのが伝わってこない。広島県の場合は、ここを「取組の方針」として、取組の方針を1から7まであげ、具体的に「取組方針1 文化財所有者等への支援の充実を図る。」というように記していて、方針が明確に見える。	ご意見に関しては、「文化財の保存・活用の基本方針」の各項目がそれに該当すると考えております。
P. 25 ～27	各項目の箇条書きを示す「○」で始まる列記が、文頭位置が項目番号より左側になっていることについて、このような体裁とした理由の見解を求めます。また、第2章では箇条書きを示す列記が「・」で始まっており、第3章では「○」で始まる不統一について、見解を求めます。	ご意見を踏まえ修正しました。また、第3章については、「県が主体となって行う取組」と「市町村への支援の方針」を区別する形に記載方法を修正しました。
P. 25 ～27	現在、霜月祭等の国指定神楽について、全国の保存団体が「全国神楽継承・振興協議会」を組織し、ユネスコ世界無形遺産登録に向けた取組みを進めている。長野県や県内自治体も特別会員になっていることから、この取組みに対する県の姿勢や方針を示していただきたい。	ご意見を踏まえ、第3章の3「(2) 様々な施策分野における文化財の活用」に追記しました。

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 25 ～27	<p>有形文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群等の「文化財保存活用」に3Dモデル（現実空間に存在する建物や街路といったオブジェクトに名称や用途、建設年といった活動情報を付与することで、現実空間そのものを再現する3D空間情報プラットフォーム）等の基盤となるプラットフォームを長野県独自で設定する事による、地域社会総がかりの文化財の次世代への継承をすべきと思う。</p> <p>具体的目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国宝6件、国指定83件の3D CADデータ化</li> <li>・特別史跡1件、国指定37件の3D CADデータ化</li> <li>・文化的景観、伝統的建造物群のデジタルコンテンツ化</li> </ul> <p>以上を3Dモデル基盤上に構築（自由参加）して、活用（自由）する事により、保全と観光に寄与すると思う。</p> <p>これらのデータ蓄積、活用には県内、企業・行政・教育機関が連携して技術開発すべきと思う。</p> <p>文化財（特に構造物）の維持管理保全は、そこに生活する方々の協力が必須であり、その負担軽減の為にバーチャルコンテンツ化を推進して、デジタルツインの両領域でのデータ蓄積が必要と思う。</p> <p>現地で情報端末を用いてより充実した情報に触れると同時に、遠方の方々もそれらのコンテンツを活用可能となる事により、観光資源としての最大限の活用が実現すると思う。</p> <p>県は、DX化の方向性とプラットフォームを制定して、それらの管理体制を大綱にて構築して頂きたいと思う。</p>	<p>ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。</p>
P. 19 P. 28	<p>文化財への被害を防ぐ意味での防災対策の必要性が記載されているが、人的被害を防ぐ意味での防災対策の必要性の記載がない。特に建造物や自然的名勝は、観覧者に対する防災対策が重要であるため、このような文化財を活用するうえでは人的被害を防ぐための対策が重要であること、平常時から関係機関と連携し必要な対策と体制づくりが必要であることなどを記載した方がよい。</p>	<p>ご意見を踏まえ追記しました。</p>
P. 28	<p>第4章1_6行目から7行目の「（前略）防火対策ガイドライン」に改訂された。」との記載がありますが、改訂されたのであるから何を行うのか、具体的に示してください。</p>	<p>ご意見を踏まえ修正しました。</p>

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 28	<p>【2 被災時の対応(一般災害)】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の初期対応は近隣土木事業者がいかに動けるかが重要であり、本格復旧も含め建設業会(土木建築業界)にも触れた方が良い。特に初期対応は、情報共有と連携が重要と考える。</li> </ul>	ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。
P. 28 P. 30	<p>【耐震基礎診断と耐震補強に取り組む必要がある】 課題ではなく、取組みとして記述する。</p> <p>【文化財の所在と保管状況の定期的な点検が必要である】 【防犯カメラや防犯センサー等の設置を押し進める必要がある】 課題ではなく、取組みとして記述する。</p>	ご意見として承ります。
P. 31	<p>【長野県文化財保護審議会が設置されている】 設置主体は長野県教育委員会であり、表現が不適。</p> <p>【長野県埋蔵文化財センターが設置されており】 同上</p> <p>「・・・がある」や「・・・を設置している」など、主体的な表現に。あるいは、他県を参考に組織図を掲載し、見て分かるようにする。</p>	記述を変更しました。
P. 31	<p>【長野県文化振興事業団に長野県埋蔵文化財センターが設置されており、発掘調査事業組織として県が行う発掘調査を代行している。】 発掘調査は県からの受託分のみではないので、「発掘調査事業組織として県が行う発掘調査を代行している。」の表記はなくてもよいのではないか。</p>	記述を変更しました。
P. 31	<p>図書館、美術館が入っていないが、入れるべき。 図書館にも図書を含めた文化財が収集されているし、美術館も同様。少なくとも県立の施設は入れておく方がよいのではないか。</p>	第5章で記載した組織等については、第3章の記述内容等を踏まえて厳選しております。
P. 32	<p>【現地機関】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立美術館、県立図書館の担当事務を明記した方が良い。</li> </ul>	第5章で記載した組織等については、第3章の記述内容等を踏まえて厳選しております。
P. 33	<p>【表5-2-1 本県の関係部局及び現地機関】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前述の26ページ下から4行目～の提言に沿うならば、観光部もしくは教育委員会の担当事務に文化財ボランティア・文化財ガイドの育成連携を加えたらどうか。</li> <li>・関係部局に地方振興局を加えた方が良い。</li> </ul>	ご意見として承ります。

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
P. 33	P. 32_第5章1(2)文化財保護審議会(附属機関)_1行目では「本県の文化財保護条例に基づき」として根拠条例を記載していますので、文化財保護指導委員についても設置根拠条例を追記することを提案します。	ご意見を踏まえ修正しました。
P. 33	民間団体も積極的に記載をするのがよい。 例えば八十二文化財団の文化財への貢献は大きいものがあるし、県下各地にある地域史研究団体等も貢献度は大きい。とくに市町村段階になると地域の研究団体のメンバーが主力になって文化財の保存活用に関わっていることを考慮すべき。 具体的な名前を上げるのに支障がある場合は、「県下各地の地方史や文化財の研究活動組織や団体」くらいは記載した方がよい。	ご意見に関しては、第5章の冒頭に同趣旨の記述をしております。
P. 34	参考資料_見出しの「文化財の種別」について、P. 4では文化財を「6類型」としており、この見出しも「文化財の種別」ではなく、「文化財の類型」とする方が大綱案全体での平仄が揃うと思料しますが、「種別」とした理由について、見解を求めます。	文化庁による文化財の「6類型」とは、有形文化財から伝統的建造物群を指すもので、埋蔵文化財と文化財の保存技術は入りません。この項では「6類型」以外の文化財も取り扱うため、「種別」を用いております。
全体	誤字、脱字、記載誤り、体裁、フォント等に関するご意見	記載内容の不備についてお詫びいたします。 ご意見を踏まえ、それぞれ修正・追記しました。 また、一部記述を変更しました。
—	【県内の戦争遺跡について】 戦争中の歴史を伝える貴重な「戦争遺跡」については、早急に保存対策を進めなければならない喫緊の課題であると認識していますが、県内の「戦争遺跡」に関する調査・把握と、保存・活用について定めないのでしょいか。	「戦争遺跡」については、文化財として歴史的な価値を評価できる基準に関する国の動向を注視するとともに、市町村や地域の意向を踏まえつつ、必要な対応を検討してまいります。



大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
—	<p>○長野県の文化財保護行政の課題の一つは、市町村間の文化財保護に関する意識や実践の格差が大きいことだと思う。その点を課題に挙げ、県としてどのように支援し対策していくか（研修会などが示されてはいるが）がもっとはっきりと示されると良い。</p> <p>○文化財保護が、行政だけではなく、地域（住民・県民）とともに推進される必要があるという方向性が示されると良い。そのためには、文化財の価値を地域住民・県民が享受できるようにすべきである（これは行政が仕組み・きっかけを作る必要がある）。</p> <p>○県には市町村と連携し、また自治体同士の交流を活発化させる役割があると思う。定期的に市町村間の交流を図る（例えば、指定文化財の保護状況を相互に見学・学習するなどの）場の設置が必要だと思う。特に、担当者1人で文化財行政を担っている市町村や専門職員未配置の市町村への手厚い支援や意識づけが必要だと思う。</p> <p>○市町村では、文化財担当者の増加や補充は現実的に困難かと思われる。特に埋蔵文化財関連は、県の積極的な関与（保護管理から調査、報告まで）が必要と思われる。今後、複数の市町村または広域連合が共同で保護、管理、活用等を行っていくことを、県が指導するべきと考える。</p>	<p>ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。</p>
—	<p>○大綱に示された方針や対策の実施のためには、推進体制が重要である。第5章では、現状の推進体制が記述されているが、推進体制の新たな取り組みや仕組み（例えば、庁内関連部局連絡調整会議、地区別市町村文化財保護研修交流会、県内文化財関連施設連携会議など）についての記述がもう少しあると良い。</p> <p>○市町村の現状がもっと記載されていると良い。巻末に「参考資料」として、市町村の文化財担当課名、専門職員の有無（人数）、指定・登録の状況、当該市町村の条例による指定等制度の状況、文化財保護審議会等の設置状況等が必要と考える。</p>	<p>ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。</p>
—	<p>○本大綱は、県内市町村はじめ、文化庁との調整、県関係部局・長野県文化財保護審議会との調整がなされているのか。</p> <p>○大綱作成に際し市町村職員を交えた検討会（意見聴取ではなく）を重ねるべきだったと思う。今後、大綱に基づく文化財保存活用事業の実施に当たり、市町村に対し、事前に十分な説明をしてほしい。</p> <p>○目標達成時期や課題解決に向けたロードマップを明示すべきと考える。</p>	<p>本大綱は、文化庁、関係部局、県文化財保護審議会等の意見を参考にしつつ、県において作成しました。ご意見は、本大綱に基づく取組の具体化において参考にさせていただきます。</p>

大綱 (原案) ページ	ご意見の要旨	県の考え方
—	<p>○考古資料に関わる記述が個別具体的に記載されているのはありがたいが、その他の文化財の保存・活用に関わる記載や配慮が考古資料に比べて少ないように感じる。文化財全体を見据えた大綱であることを希望する。</p> <p>○長野県立歴史館や長野県埋蔵文化財センター等を積極的に活用する旨記載されているが、これらの機関の運営・整備方針（ソフト面とハード面）を具体的に示して頂きたい。</p>	ご意見として承ります。
—	<p>○難しい表現や一般的でない漢字、カタカナ用語の多用などは、県民にわかりづらいと思う。また、書式が統一されていないので、統一した文章とされたい。</p> <p>○全体にもっとイメージ図や写真が多いと、県民にとってわかりやすいのではないか。</p>	ご意見として承ります。
—	<p>この大綱は誰に向けて作成しているのでしょうか。パブリックコメントを行っているということは県民に向けてという意味合いもあるのかなと思います。とすれば、この大綱を見ることによって、郷土愛をはぐくむきっかけとなるような発見がある内容とするのも一つの方向かなと思います。行政向けには、地域計画を作成する際の方向を指し示すような内容（地域区分など）を、もう少し具体的に記載していただければありがたいかなと思います。未指定の文化財（これも今回の対象かと思しますので）についても、少し切り込んでもらえないかとも思います。</p>	ご意見として承ります。